

令和4年 第3回

福生市教育委員会定例会議事録

日 時：令和4年3月23日（水）午前10時00分

場 所：福生市役所第二棟4階委員会室

1 出席委員	教育長	石 田 周
	委員	加 藤 孝 子
	委員	渡 辺 浩 行
	委員	坂 本 和 良
	委員	野 口 哲 也
	委員	新 藤 美知子

2 事務局(説明員)	教育長(再掲)	石 田 周
	教育部長	中 岡 保 彦
	参事兼教育指導課長	勝 山 朗
	教育総務課長	荻 島 正 義
	教育部主幹	重 末 祐 介
	教育支援課長	大 楠 功 晃
	生涯学習推進課長	菱 山 栄三郎
	スポーツ推進課長	矢ヶ崎 冬木
	公民館長	佐 藤 克 年
	図書館長	宮 林 和 也
	指導主事	古 川 祐 平
	指導主事	田 邨 佳 宏

3 傍聴人 1名

4 議事日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	教育長報告
日程第 3	議案第16号 福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について
日程第 4	議案第17号 福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について
日程第 5	議案第18号 令和における福生市立学校の在り方検討委員会設置要綱の制定について
日程第 6	議案第19号 福生市ふっさっ子未来会議設置要綱の廃止について
日程第 7	議案第20号 福生市ふっさっ子グローバルヴィレッジ事業実施要綱の廃止について
日程第 8	議案第21号 福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正について
日程第 9	議案第22号 福生市立学校等職員出勤簿整理規程の一部改正について
日程第 10	議案第23号 福生市立学校等職員服務規程の一部改正について
日程第 11	議案第24号 福生市立学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正について
日程第 12	議案第25号 福生市立中央図書館等における防犯カメラの設置について（答申）に基づく対応について
日程第 13	議案第26号 学校薬剤師の委嘱について
日程第 14	議案第27号 福生市スポーツ推進委員の委嘱について

- 日程第 15 議案第28号 福生市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について
- 日程第 16 議案第29号 令和4年度統括校長を設置する学校の指定について
- 日程第 17 議案第30号 福生市教育委員会管理職員の人事異動について
- 日程第 18 報告第4号 福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則の一部改正に係る臨時代理の報告について
- 日程第 19 報告第5号 令和3年度福生市一般会計補正予算（第12号）の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告について
- 日程第 20 報告第6号 令和4年度福生市一般会計補正予算（第1号）の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告について
- 日程第 21 報告第7号 令和4年度福生市立小・中学校の教育課程届の概要について
- 日程第 22 報告第8号 福生市英語教育推進計画第2次の策定について
- 日程第 23 報告第9号 令和3年度福生市立学校学校評価について
- 日程第 24 報告第10号 令和3年度通学路の安全点検について（最終報告）
- 日程第 25 報告第11号 東京都ドクターヘリの運行開始に係るランデブーポイントについて
- 日程第 26 報告第12号 東京2020パラリンピック聖火リレー採火式実施記念銘板の設置について
- 日程第 27 報告第13号 福生市立学校教職員の人事異動について
- 日程第 28 報告第14号 福生市教育委員会いじめ問題対策委員会の調査結果について
- 日程第 29 その他報告事項

【教育長】 おはようございます。

それでは、ただ今から、令和4年第3回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

まず、日程についてお諮りいたします。

日程第17、議案第30号、福生市教育委員会管理職員の人事異動について、日程第27、報告第13号、福生市立学校教職員の人事異動について、及び、日程第28、報告第14号、福生市教育委員会いじめ問題対策委員会の調査結果についてにつきましては、福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第29、その他報告事項の後に審議及び報告を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）。

【教育長】 異議なしと認めます。よって、議案第30号、報告第13号及び報告第14号は公開しない会議とし、その他報告事項の後に審議及び報告することといたします。

これより、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、渡辺浩行委員、坂本和良委員を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。はじめに、中岡教育部長より報告いたします。

【教育部長】 それでは、私のほうから、学校教育を除く所管事務について報告をさせていただきます。

まず、福生市全体でございます。新型インフルエンザ等対策本部会議が書面にて数多く行われています。また、3月に入りまして、3月1日に市議会本会議が開会されました。本3月議会におきましては予算審査特別委員会が開催されておりますが、現時点におきまして教育部のほうにおきましては特段の指摘等はございません。本会議、議会につきましては、別途報告をさせていただきたいと存じます。

また、新型インフルエンザ等対策本部会議でございますが、3月21日までまん延防止措置が適用となっておりますが、国の方針に基づき解除となったことから、福生市におきましても3月18日本部会議を書面開催で行いまして、国等の方針に基づきまして施設の時短等を解除したところでございます。

なお、今後につきましては、東京都が示しました3月22日から4月24日までの間のリバウンド警戒期間により施設等の収容人数制限などを引き続き執り行いまして感染予防対策を図っていく予定でございます。

続きまして、教育総務課の欄を御覧ください。

2月21日、福生市総合教育会議、また、3月12日、福生市教育委員会表彰式におきましては、委員の皆さんに御臨席を賜りました。誠にありがとうございました。

続きまして、生涯学習推進課。

2月18日にございます個人情報審議会でございます。それにつきましては、福生市立中央図書館等における改良事業に伴う防犯カメラの設置について答申を頂いたところでございます。こちらについては、図書館にも記載がございます。

また、公民館を御覧ください。公民館につきましては、男女共同参画講演会、2月26日に行いましたが、こちらにつきましては、オンデマンドということで4月1日から配信をさせていただき予定でございます。

最後になりますが、図書館でございます。中央図書館につきましては、3月31日をもって休館いたしまして、改良工事に入ってまいります。中央図書館の臨時の窓口といたしまして、4月27日から、さくら会館で開設をする予定でございます。

なお、ここに記載のおはなし会等でございますが、中央図書館改良事業に伴いまして事業を今後縮小し、分館を中心に行っていく予定でございます。

私からは、以上でございます。

【教育長】 次に、勝山教育部参事より報告いたします。

【教育部参事】 続きまして、学校教育に関する所管事務について御報告を申し上げます。資料は5ページをお願いいたします。

全部で4点ございます。

1点は、インフルエンザ等による学級閉鎖でございます。1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染者数でございますが、3月22日現在、児童・生徒は353名、教職員は27名でございます。また、2月16日以降、福生市立小学校4校延べ11学級で学級閉鎖となりました。中学校はございません。

3月21日、まん延防止等重点措置が解除されたところでございますが、引き続き、福生市立学校新型コロナウイルス感染予防ガイドライン、学校の新しい生活様式に基づきまして、消毒を徹底するなど、感染拡大防止対策を万全に学びの機会を確保してまいります。

2点目、行事等の実施状況についてでございます。ア、展覧会、イ、日光移動教室、ウ、修学旅行代替行事でございますが、感染拡大防止を万全に行った上で資料に記載のとおり実施をしたところでございます。

3点目、各学校の状況でございます。令和3年度学校評価及び令和4年度教育課程の受理について3月4日全校が届け出を終了しておりますことを御報告申し上げます。

4点目、行事等についてでございます。

令和3年度卒業式でございますが、中学校が3月18日に挙行をされました。厳粛かつ感動的な卒業式であったとの報告を受けてございます。また、3月25日には市内全小学校において卒業式が挙行される予定となっております。

次に、令和4年度福生市立学校教職員辞令伝達式等でございますが、令和4年4月1日、もくせい会館3階301・302、この会場において行います。開始事項は午後2時でございます。

最後に、令和4年度の入学式でございますが、小学校は4月6日、中学校は4月7日にそれ

それ挙行予定でございます。小学校新入生392名、中学校新入生340名を予定してございます。
以上でございます。

【教育長】 以上、報告は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第16号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正についてを議題といたします。日程第4、議案第17号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正についてと内容に関連がありますことから一括して事務局より説明いたしますので、御了承お願いいたします。

なお、採決につきましては、1件ずつ採決させていただきます。

大楠教育支援課長より内容説明をお願いいたします。

【教育支援課長】 それでは、日程第3、議案第16号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について、及び、日程第4、議案第17号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について御報告させていただきます。

資料は7ページからと11ページからでございます。

どちらの改正につきましても、就学援助費等支給事業に関する内容で、関連する内容となりますので、一括して御説明させていただきます。

就学援助費及び就学奨励費につきましては、家庭の経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品、給食費等を支給する事業でございますが、このたび、国の令和4年度における要保護児童・生徒援助費補助金の予算単価が、小学校のみ改定されることとなりました。

本市では、本要綱に定めている支給金額を国の基準額としていることから、両要綱について一部改正するものでございます。

はじめに、10ページ、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正新旧対照表を御覧ください。

条項中の別表1に規定されております新入学児童・生徒学用品費の小学校第1学年について「5万1,060円」から「5万4,060円」に支給額の改定を行います。

続きまして、14ページ、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正―新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

こちら、条項中の別表第1に規定されておりますが、新入学児童・生徒学用品費の小学校第1学年について「5万1,060円」から「5万4,060円」に支給額の改正を行います。

最後に、施行日でございますが、9ページ、11ページの附則にございますとおり、両要綱とも、令和4年4月1日を予定しております。

以上でございます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第16号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第17号についてお諮りいたします。議案第17号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第5、議案第18号、令和における福生市立学校の在り方検討委員会設置要綱の制定についてを議題といたします。勝山教育部参事より内容説明をお願いします。

【教育部参事】 日程第5、議案第18号、御説明をいたします。

提案の理由でございますが、本検討委員会の設置に関して必要な事項を定め、本要綱を制定する必要があるため、提案するものでございます。

恐れ入りますが、資料となります17ページをお願いいたします。

本検討委員会でございますが、第1条にございますとおり、教育課題の解決や学校教育に対する市民の思いや願いの実現という観点から今後の福生市立学校の在り方等の検討を行うため、設置するものでございます。

本検討委員会では、小・中一貫校に関すること、学校教育におけるICTの活用に関すること、不登校対策に関すること、コミュニティ・スクールの充実に関することの4点を中心に検討しております。

委員は、学識経験者、各小・中学校長、PTA関係者、町会長協議会の代表者、コミュニティ・スクール委員会委員、幼稚園長、保育園長、民生委員・児童委員協議会の代表者の方々にお願いをいたします。

なお、第3条（1）学識経験者でございますが、大妻女子大学、宇田剛教授にお願いする予定となっております。

なお、本設置要綱につきましては、庁議にて説明し、例規審議会にて審議を頂いているものでございます。説明は、以上でございます。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第18号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第6、議案第19号、福生市ふっさっ子未来会議設置要綱の廃止についてを議題といたします。荻島教育総務課長より内容説明をお願いします。

【教育総務課長】 日程第6、議案第19号、福生市ふっさっ子未来会議設置要綱の廃止について御説明いたします。議案書21ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、令和4年度に令和における福生市立学校の在り方検討委員会が設置されることに伴い、福生市ふっさっ子未来会議を廃止するため、本議案を提出するものでございます。

福生市ふっさっ子未来会議は、平成25年度に本要綱に基づき設置し、第一次において児童・生徒の基礎学力の定着、不登校、健全育成、その他諸課題について検討を行い、続く第二次においては、学校教育及び社会教育に係る課題について検討を重ね、それぞれ課題改善に向けた具体的な提言を行ってまいりました。

教育委員会では、これらの提言を受け、具体的な施策を着実に推進するとともに、その趣旨を福生市教育振興基本計画第2次の策定過程においても反映してまいりました。

以上の経緯により、同会議の設置目的は一定の役割を果たしていること、また、令和4年度に設置予定の令和における福生市立学校の在り方検討委員会の議論を通じ、今後、新たな施策の展開が想定されること等を踏まえ、教育委員会として企画推進の方向性を明確にする必要があるため、本要綱を廃止いたします。

なお、施行日は、令和4年4月1日といたします。

以上、議案第19号、福生市ふっさっ子未来会議設置要綱の廃止についての説明とさせていただきます。

御審議を賜り、議案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第19号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第7、議案第20号、福生市ふっさっ子グローバルヴィレッジ事業実施要綱の廃止

についてを議題といたします。菱山生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

【生涯学習推進課長】 それでは、日程第7、議案第20号、福生市ふっさっ子グローバルヴィレッジ事業実施要綱の廃止について、御説明申し上げます。

資料は25ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、福生市ふっさっ子グローバルヴィレッジ事業が令和4年度から廃止となることに伴い、本議案を提出するものでございます。

資料の27ページを御覧ください。

平成29年度に廃止いたしましたふっさっ子グローバルヴィレッジ事業について、令和5年1月に体験型英語教育施設、いわゆるTOKYO GLOBAL GATEWAYが立川市に開設されることから見直しを行いました。令和4年度以降は多くの児童・生徒がグローバルな機会を存分に体験することで英語学習に対する意欲を高めることをねらいとして、この体験学習を教育課程に組み込み、市内全小学校の第5学年全児童及び全中学校の第2学年全生徒を対象といたしました事業を実施いたしますことから、福生市ふっさっ子グローバルヴィレッジ事業実施要項は廃止とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この要綱は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第20号、福生市ふっさっ子グローバルヴィレッジ事業実施要綱の廃止についての説明をさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第8、議案第21号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正についてを議題といたします。

荻島教育総務課長より内容説明をお願いします。

【教育総務課長】 日程第8、議案第21号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正について御説明いたします。

議案書29ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、福生市ふっさっ子グローバルヴィレッジ事業実施要綱の廃止に伴い、事務分掌を改めるため本議案を提出するものでございます。

32ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正内容でございますが、令和4年度から生涯学習推進課地域教育支援係が実施しておりますふっさっ子グローバルヴィレッジ事業が廃止となるため、各課・係の事務分掌を定めております同規則第5条関係、別表第2の(8)に記載された生涯学習推進課地域教育支援係の事務分掌中、ふっさっ子グローバルヴィレッジに関するものの表記について削除するものでございます。施行日は、令和4年4月1日としております。

以上、議案第21号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正についての説明とさせていただきます。御審議を賜り、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第21号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第9、議案第22号、福生市立学校等職員出勤簿整理規程の一部改正についてを議題といたしますが、日程第10、議案第23号、福生市立学校等職員服務規程の一部改正についてと内容に関連がありますことから、一括して事務局より説明をいたしますので、御了承お願いいたします。なお、採決につきましては、1件ずつ採決いたします。勝山教育部参事より内容説明をお願いします。

【教育部参事】 日程第9、議案第22号、福生市立学校等職員出勤簿整理規程の一部改正について、及び、日程第10、日程第23号、福生市立学校等職員服務規程の一部改正について一括で御説明をいたします。

改正の趣旨でございますが、令和4年4月の更新システム更新に伴い、現行出勤簿により行っている教職員の出退勤管理をシステムでも行えるようにするため、規程の一部改正を行う必要があることから本議案を提出するものでございます。

システムによる管理を可能とすることで出勤簿への押印が不要となり、出退勤に係る記録の整理、集計等の効率化が図られるものと考えております。

恐れ入りますが、当日配布資料の2ページ、福生市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正、新旧対照表を御覧ください。第9条に出退勤記録システムにより、職員の出勤整備に関する事務を行うことができる規定を追加するものでございます。

続きまして、同じく当日配布資料4ページ、福生市立学校等職員服務規程の一部改正、新旧対照表を御覧ください。第6条に出勤簿への押印が定められていますが、第22条に出退勤記録システムを利用のできる場合は、第6条の規定にかかわらず、システムより手続きを行うことができる規程を追加するものでございます。一部改正の施行期日は、令和4年4月1日を予定してございます。御審議を頂き、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第23号についてお諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第11、議案第24号、福生市立学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正についてを議題といたします。重末教育部主幹より内容説明をお願いいたします。

【教育部主幹】 日程第11、議案第24号、福生市立学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料の41ページを御覧ください。こちらの提案理由でございますが、令和4年度より市内小・中学校で作成する帳票類の様式を一部変更することから本議案を提出させていただくものでございます。改正内容については、資料の新旧対照表にて御説明をいたしますので、43ページをお願いいたします。

今回、改正を行う箇所といたしましては、小・中学校で作成する指導要録、指導要録抄本・出席簿の様式の変更とそれに伴う帳票名変更及び附則の追記となります。変更点としましては、レイアウトの軽微な修正及び文言の整理でございます。また、様式の変更と併せまして、特別支援学級用の指導要録様式2及び指導要録抄本の様式を新たに登録いたします。

54ページをお願いいたします。以上のものに加えて、新型コロナウイルス感染症拡大によるオンライン授業への対応として、オンラインを活用して実施した特例の授業等の学習を記録するため、指導要録様式2、列記の様式も新たに登録いたします。施行日については、令和4年4月1日を予定しております。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第12、議案第25号、福生市立中央図書館等における防犯カメラの設置について(答申)に基づく対応についてを議題といたします。宮林図書館長より内容説明をお願いいたします。

【図書館長】 日程第12、議案第25号、福生市立中央図書館等における防犯カメラの設置について(答申)に基づく対応について、御説明いたします。資料は65ページをお願いいたします。

答申の内容につきましては、記載のとおりでございますが、審議会の結論といたしまして、当該施設に防犯カメラを設置することに同意する旨の結論を頂いております。

なお、実施機関に対する提言といたしまして、管理責任者は防犯カメラを運用するに当たり、条例の規定に基づいた個人情報の保護に配慮するよう指導及び監督をするとともに適切な運用を図るよう提言を受けております。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第25号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第13、議案第26号、学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。大楠教育支援課長より内容説明をお願いいたします。

【教育支援課長】 それでは、日程第13、議案第26号、学校薬剤師の委嘱について、提案理由ならびにその内容について御説明申し上げます。資料は69ページでございます。

まず、提案理由でございますが、学校保健法第23条第3項の規定に基づき学校薬剤師を委嘱するため、本議案を提出させていただくものでございます。

次に、内容でございますが、学校薬剤師の退任に伴い、福生市学校薬剤師会より推薦がございました山本真敬氏、三井理氏に委嘱するものでございます。

なお、就任日は令和4年4月1日を予定しております。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第26号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第14、議案第27号、福生市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。矢ヶ崎スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

【スポーツ推進課長】 日程第14、議案第27号、福生市スポーツ推進委員の委嘱について御説明申し上げます。恐れ入りますが、資料の71ページを御覧ください。

提案理由でございますが、福生市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定に基づき、表中に書かれている者を福生市スポーツ推進委員に委嘱いたそうとするものでございます。

なお、スポーツ推進委員の任期は2年とされており、現在の委員の任期が令和4年3月31日をもって満了となりますことから、新たに令和4年4月1日から令和6年3月31日まで委嘱いたそうとするものでございます。

このたび、委嘱いたしますのは、小口健作氏、沖山健司氏、沖山裕子氏、女屋仁美氏、天野涼夢氏、荒井将次氏、五十嵐広治氏、阪上孝男氏、植田幸久氏、高野淳氏、中村凧翔氏の11名で、8名が再任、3名が新任でございます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第27号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第15、議案第28号、福生市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定についてを議題といたします。荻島教育総務課長より内容説明をお願いします。

【教育総務課長】 日程第15、議案第28号、福生市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について御説明いたします。

提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により令和4年度における教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員のうち、課長補佐以下の職員の任免その他進退を行うことについて、あらかじめ教育委員会の指示を受けたため、承認を求めるものでございます。本件については、特に資料はございません。

内容でございますが、教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の管理職職員の任免その

他進退を行うことにつきましては、教育委員会にて提案をさせていただきますが、管理職以外の職員につきましては、教育長が臨時代理として調整等を行いまして、その後の教育委員会にて御報告をさせていただきますようお願いするものでございます。

以上、議案第28号、福生市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定についての説明とさせていただきます。御審議を賜り、原案のとおり御決定くださいますようお願いいたします。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第16、議案第29号、令和4年度統括校長を設置する学校の指定についてを議題といたします。

勝山教育部参事より内容説明をお願いいたします。

【教育部参事】 日程第16、議案第29号、令和4年度統括校長を設置する学校の指定について御説明をいたします。

本件でございますが、福生市立学校の管理運営に関する規則、第6条の2の規定による総括校長に関わる基準第3条の規定に基づきまして統括校長を設置する学校を指定するものでございます。

次に、経緯について御説明をいたします。

令和4年度統括校長設置候補校及び候補者の推薦について、令和3年11月1日付3教人職第1596号により東京都教育委員会教育長より依頼があり、本市といたしましては、候補校として福生第六小学校、候補者として、榎並隆博校長を推薦したところでございます。

それでは、資料77ページを御覧ください。

推薦の理由は3点でございます。

1点は、学習指導、生活指導、保護者対応等、学校経営が極めて困難な状況が日常的に得られる学校であること。

2点は、東京都教育委員会授業改善推進拠点校の指定を受ける等、先進的な取り組みを推進するとともにその成果を全市に還元する取り組みを行っていること。

3点は、1点目と2点目を合わせ、これまでの豊富な経験や高度な専門的な知識等を活用して経営する必要がある学校であることでございます。

3点の理由はそれぞれ福生市立学校の管理運営に関する規則第6条の2の規定による統括校長に関わる基準第2条の(1)(3)及び(4)に該当するものと考えてございます。このた

び、東京都教育委員会より内示がございましたことから本定例会の議案とさせていただいたところでございます。御審議いただき、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

これは確認ですが、本市初の統括校長の設置校ということでよろしゅうございますか。

【教育部参事】 お答えいたします。本市初の統括校長設置校でございます。

【教育長】 ありがとうございます。つまり統括校長職は、学校に設置されるということで、今、榎並校長先生の名前が挙がっていますが、異動がなければそのままということでもよろしいですね。他に質疑等はございませうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第18、報告第4号、福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則の一部改正に係る臨時代理の報告について、恐縮でございますが、事務の都合上、日程第26、報告第12号の後に日程を変えさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

お諮りいたします。それでは、日程の変更について御了承いただけるということでよろしゅうございませうか。

（「異議なし。」の声あり）。

【教育長】 ありがとうございます。

それでは、日程を変更いたしまして、日程第19、報告第5号、令和3年度福生市一般会計補正予算（第12号）の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告についてを議題といたします。

荻島教育総務課長より内容説明をお願いします。

【教育総務課長】 日程第19、報告第5号、令和3年度福生市一般会計補正予算（第12号）の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告について御説明申し上げます。議案書は当日配布資料5ページを御覧ください。

本件は、令和4年3月の福生市議会第1回定例会に予定されております令和3年度一般会計補正予算（第12号）について、本来であれば、市議会への上程前に市長から教育委員会に対し、意見聴取を行い、その後、議決を経る必要がございますところ、教育委員会を開催するいとま

がなかったため、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項に基づき教育長が臨時で代理をさせていただきました。そのため、同規則第4条第2項に基づきその内容について御報告するものでございます。

まず、こちらを予算資料のほうで御説明申し上げます。9ページをお開きください。

総則第1条第1項で議決予算の総額に歳入歳出、それぞれ5,488万7,000円を追加いたしましたして、歳入歳出予算の総額を301億779万2,000円と定めようとするものでございます。

次の第2項におきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によることといたしております。

第2条の繰越明許費の補正につきましては、「第2表 繰越明許費補正」のところで後ほど御説明させていただきます。

はじめに、本補正予算の編成の経緯でございますが、小・中学校ICT推進事業における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしましての財源振替及び福生第六小学校のプール給湯器更新工事の事業費の繰越明許を行う必要がございますため補正予算を組むものでございます。

はじめに歳入について御説明いたします。10ページをお願いいたします。

左側の表1、歳入についてでございます。

第16款第2項国庫補助金、補正額1,773万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で国庫補助事業の地方負担額を基礎として算定した額の確定に伴い追加するもので、小・中学校ICT推進事業等への財源振替を行うものでございます。

続いて、歳出でございます。14ページをお願いいたします。

第9款第1項教育総務費、一般財源961万6,000円について、先ほど歳入で御説明いたしました地方創生臨時交付金追加分を、財源振替を行うものでございます。

なお、こちらの予算費目、小・中学校ICT推進事業のものにつきましては、令和3年度福生市一般会計補正予算（第8号）において、小学校7校に電子黒板36台、大型モニター75台、中学校3校に電子黒板14台、大型モニター32台を購入する予算措置を講じたものについてでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。第9款教育費第2項小学校費、小学校施設維持整備事業126万5,000円は、令和3年度中において予定しておりました福生第六小学校プール給湯器更新工事において、世界的な半導体不足による給湯器の納品遅れ等に伴い、同年度中の施工が困難となりましたため、工事費全額を令和4年度に繰り越すものでございます。

以上で、令和3年度福生市一般会計補正予算（第12号）の原案中、教育に関する部分に係る臨時代理の報告についての説明とさせていただきます。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第5号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第5号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第20、報告第6号、令和4年度福生市一般会計補正予算(第1号)の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告についてを議題といたします。

荻島教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 日程第20、報告第6、令和4年度福生市一般会計補正予算(第1号)の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告について御説明申し上げます。議案書は、当日配布資料の15ページを御覧ください。

本件は、令和4年3月の福生市議会第1回定例会に上程された令和4年度一般会計補正予算(第1号)について、本来であれば市議会への上程前に市長から教育委員会に意見聴取を行い、その後、議決を経る必要がございますところ、教育委員会を開催するいとまがなかったため、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項に基づき、教育長が臨時で代理をさせていただきました。そのため、同規則第4条第2項に基づき、その内容について御報告するものでございます。

それでは、補正予算書に基づきまして、内容を説明させていただきます。資料の19ページをお開きください。

総則第1条第1項で議決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,624万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を262億9,624万7,000円と定めようとするものでございます。

次の第2項におきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によることといたしております。

はじめに、本補正予算編成の経緯でございますが、令和4年3月に福生第二中学校の講堂の空調設備が故障したため、その代替措置を講じる必要が生じたこと、また、図書館においては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、自動貸出機等を設置する必要がございますため、歳入歳出予算を補正するものでございます。

はじめに歳入でございます。20ページをお願いいたします。

左側の表1、歳入について、第16款第2項国庫補助金、補正額1億1,591万7,000円、こちらのうち1億956万1,000円は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、歳出でございます。23ページをお願いいたします。

第9款第3項中学校費387万円は、第二中学校管理事務の空調機器借上料で、講堂空調設備の故障に伴いまして、令和5年10月に予定されております防音機能復旧工事までの間の臨時的な措置として可動型の空調機器を借り上げ、対応するものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

第4項社会教育費6,594万6,000円は、利用者の感染リスクを低減させることを目的に中央図

書館、わかぎり図書館、わかたけ図書館、武蔵野台図書館に自動貸出機等を設置するための費用で、先ほど歳入で御説明いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

以上で、令和4年度福生市一般会計補正予算（第1号）の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告についての説明とさせていただきます。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第6号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第6号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第21、報告第7号、令和4年度福生市立小・中学校の教育課程届の概要についてを議題といたします。

古川指導主事より内容説明をお願いいたします。

【指導主事】 日程第21、報告第7号、令和4年度福生市立小・中学校の教育課程届の概要について、資料97ページを御覧ください。

このたび、福生市立学校の管理運営に関する規則第13条に基づき、教育課程の届け出があったので、その内容を御報告いたします。

各校には令和3年12月の教育委員会定例会にて御説明いたしました令和4年度教育課程編成の基本的な考え方に基づき、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体の育成の「知・徳・体」に係る基本方針に加え、福生市における重点的な教育課題への対応として、小・中連携教育の一層の推進、1人1台端末を活用した情報教育の充実、不登校児童・生徒に対する支援の充実等について明確に示すよう指導いたしました。

資料では、各校の教育目標と特色ある教育活動の要件について、中学校区ごとに縦に並べ、令和4年度に新たに示された内容には下線を引いております。

例えば、中央の列、一番下の福生第六小学校を御覧ください。福生第六小学校では、小・中連携教育の推進を図るため、福生第二中学校の目指す生徒像を踏まえつつ、日常的にICTを活用した授業づくりを推進することとしております。これに呼応する形で、中央の列、一番上の福生第二中学校では小・中を円滑に接続し、中1ギャップを解消するため、新入生を対象としたスプリングウイーク等を入学当初に実施するとしております。

また、同じく第二中学校では、令和4年度に東京都教育委員会による不登校児童・生徒支援調査研究事業の指定を受け、不登校を未然に防止するために魅力ある学校づくりについて取り組んでまいります。

以上のように、どの学校も学習指導要領及び福生市の基本方針を踏まえ、適切に教育課程が

編成されているものと考えます。今後は、教育指導課として、学校訪問や各種調査、委員会や研修会等の機会を捉えて、各校の教育課程が着実に実施されていくよう指導してまいります。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。

坂本委員。

【坂本委員】 教育課程届の概要について今御説明を頂いて、中学校区単位で資料を作っていたということですが、これだけだとちょっとよく分からないものですから、それぞれの中学校区単位でどのような共通の特色があるのかということ、また何か機会があったときに紹介していただけますか。今ではなくても結構なので、よろしくお願いします。

【指導主事】 御指摘ありがとうございます。今、委員御指摘のとおり、中学校区ごとにこの資料を並べたというのはおっしゃるとおりで、それぞれの中学校区ごとのつながり、連携を来年度も意識して進めていくというねらいがございます。

そのため、来年度、令和における福生市立学校の在り方検討委員会も始まりますし、そちらの議論を踏まえつつ、また、機会を捉えて学校区ごとの連携の在り方、方向性について御説明ができればと思っております。

【教育長】 ぜひ4月以降もこの資料を少しバージョンアップして、坂本委員の御指摘が見える化できるような形を工夫していただければいいと思います。他にいかがでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第7号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第7号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第22、報告第8号、福生市英語教育推進計画第2次の策定についてを議題といたします。古川指導主事より内容説明をお願いいたします。

【指導主事】 日程第22、報告第8号、福生市英語教育推進計画第2次の策定について、ポンチ絵を使って概要を御説明いたしますので、資料の101ページを御覧ください。

101ページの資料の左上、1、第1次計画の成果と課題に示しましたとおり、平成28年3月に策定されました第1次計画の成果は大きく3点ございます。

第1に、英語教育推進委員会が中心となって小学校における英語の指導用資料を作成した点です。

第2に、ALTの配置や英語による校内掲示など、英語の教育環境を充実させた点です。

第3に、英検福生モデルとして小学校第6学年と中学校第3学年の全児童・生徒を対象に公

費による英語検定の受験機会を設定した点です。

その結果、グラフでお示ししましたとおり、平成31年度には小学校第6学年の英検5級以上の取得率及び中学校第3学年の英検3級以上の取得率がともに50%を超え、全国や東京都の学力調査においても英語は平均を上回る結果を出すようになりました。

その一方で、第1次計画策定以降、英語教育を取り巻く環境は大きく変わり、新たな課題も生じました。

第1に、学習指導要領の改訂がされ、実際のコミュニケーションにおいて通用する外国語の能力の育成とそのため授業改善がこれまで以上に重要となったことです。

第2に、GIGAスクール構想により1人1台端末のiPadが配置され、英語教育においてもICT活用の可能性が広がったことです。

第3に、令和4年度からは東京都教育委員会による中学校英語スピーキングテスト事業が導入され、その結果が、都立高等学校入学者選抜にも活用されることから、英語を話すことの能力の向上が一層求められていることです。

以上のような課題を踏まえ、福生市英語教育推進計画第2次を作成いたしました。

第2次計画の柱は、資料の右上にお示ししました6つの取組です。その中で、改定のポイントは大きく3点ございます。

第1に、児童・生徒が特定の言語形式だけにとらわれず、自分で考えて自由にコミュニケーションを行う新たな授業スタイル、「タスク」を提案している点です。

第2に、1人1台iPadやデジタル教科書などのICTの活用方法を具体的に示している点です。

第3に、話すことの能力の向上を意識し、GTECや体験型学習施設を活用した校外学習等を実施する点です。

詳細は、資料下部、3、第2次計画の主な取組内容と目指す児童・生徒の姿を御覧ください。

このように、第2次計画では第1次計画の成果を確実に受け継ぎつつ、新たな課題に対応するための施策や取組を展開することで、福生市教育振興基本計画第2次で示されている、生きた英語を身に付け、グローバルに活躍する人材の育成を目指してまいります。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

英語教育については、市民が非常に強い関心、高い意識を持っていらっしゃるということを私も感じていて、この改定した計画をぜひ教育指導課のほうで具体的に学校の先生方に下ろしていただいて、英語教育はうちの長所の一つであるので、それを推進していただけたらなというふうに思っています。他にございませんでしょうか。

新藤委員

【新藤委員】 本当に市民の期待を受けて、総合的、組織的に前を見通した策定ができているというふうに思いました。

ちょっと外れるかもしれませんが、この4月から教科担任制というのが小学校の高学年でも確か出てくると思うんですね。英語とか数学とか、やっぱりそういった指導教科というのはや

っぱり教科担任制が前々から小学校高学年の中で小・中連携の意味でも出ていた点なのですが、この策定は策定として、この中にそういった流れというのを入れ込まれる状況といたしますか、計画はあるのでしょうか。

【指導主事】 教科担任制のことについて直接は言及はしておりませんが、小・中連携の視点については強く訴えておりました、例えば、この英語教育推進委員会自体も小・中の英語担当の教員が指導に関して市全体の取組について語り合う場になっております。こちらで共通したカリキュラムや、評価のためのコミュニケーションの材料などについて話し合うなどします。あとは、来年度から小・中での合同の部会になります福生市教育研究会と連携して、こちらも来年度から小・中での合同の部会になりますので、こちらでも英語の推進について小・中の垣根を越えて取り組んでいくということを目指しております。

また、委員御指摘のとおり小学校の英語教育は常々力を入れておりました、小学校の先生方で専門でない方も安心して授業に取り組めるように第1次計画ではさまざまな資料を作成したところです。

【教育長】 新藤委員、よろしいでしょうか。

【新藤委員】 はい。

【教育長】 ありがとうございます。

38ページに小・中連携の一層の推進、あるいは、その次にはALTのことも触れていただいているんですけども、私たちのまちはALTの常駐というのを、これは全国的に見ても珍しいぐらい先駆けてやっているの、今の新藤委員の御指摘なども踏まえて、これは英語の委員会もあると思いますので、ぜひそのような場面で、教育委員から御意見が出たということを経験主事のほうからお伝えいただければいいというふうに思っております。

委員の先生方、他によろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第8号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第8号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第23、報告第9号、令和3年度福生市立学校学校評価についてを議題といたします。

勝山教育部参事より内容説明をお願いいたします。

【教育部参事】 日程第23、報告第9号、令和3年度福生市立学校学校評価について御説明を申し上げます。

当日配布資料となりまして申し訳ございません。こちらの冊子となります。

表紙を1枚おめくりいただきまして、目次を御覧ください。1ページから学校評価総括表、13ページから学校自己評価シート、25ページからは学校評価書となっております。それぞれの見出しのところはピンク色の紙を入れているところがございます。

本日につきましては、1ページからの学校評価総括表を基に御説明をさせていただきます。

今年度の共通する主な特徴といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策、タブレット端末等ICTの活用、そして、コミュニティ・スクールが挙げられるところがございます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に関してでございます。3ページをお開きいただけますでしょうか。第一小学校の例でございますが、ページの中ほどの学校関係者評価総括の⑫コロナ対策は昨年度比2ポイントの上昇となっております。そのまま表の右側の総括評価にございますとおり、コロナ対策を徹底しながらの教育活動が理解されたものであり、引き続き、力を入れて取り組んでいくとのことでございます。

次に、9ページ、福生第七小学校でございます。総括評価、一番右側になります。4行目に「学びを止めない児童の安全安心な教育活動を昨年引き続き」と記されてございます。感染防止対策を万全といたしながら教育活動を継続していくことについて、各学校が工夫を凝らし取り組んできた成果であると考えているところがございます。

続きまして、タブレット端末の活用に関してでございます。ページはお戻りいただきまして4ページ。福生第二小学校でございます。一番右側の総括評価下段の1点目、「コロナにより教育活動に工夫や変化が必要になる場面が増え、大変苦労していると感じる。しかし、ICTが得意な先生も多く、柔軟に対応していた」と書かれております。

加えまして、7ページ、福生第五小学校でございます。総括評価、一番右側になりますが、(1)学力向上についての2点目、「1人1台タブレットの有効活用を各教員が模索した」、このようなことが記述されております。

最後に、コミュニティ・スクールに関する内容でございます。6ページ、福生第四小学校、総括評価、一番右側になりますが、4、特色ある学校づくりといたしまして、コミュニティ・スクールを生かした教育活動を展開することについて書かれております。

ページが飛びますが、12ページ、福生第三中学校、同じく一番右側の総括評価(4)地域の中の学校の中で「コミュニティ・スクールの活動を通して家庭や地域と協力、協働した活動を多く取り入れる」、このような記述が見られます。

ただいま申し上げた学校評価を基に各校長が学校経営方針を改善していくよう、今後も引き続き指導をまいります。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

この形は平成26年、27年当時から続けてやっている形です。東京都の基準にのっとったものなんですけれども、大変膨大な資料ということで、非常に意義はあるところですが、令和4年度については、少しこういう形がいいのかどうかということも含めて教育委員の皆さまからも御意見を頂きながら少しリニューアルをする時期かなというふうに思っております。

他にいかがでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第9号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第9号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第24、報告第10号、令和3年度通学路の安全点検について(最終報告)を議題といたします。

荻島教育総務課長より内容説明をお願いします。

【教育総務課長】 日程第24、報告第10号、令和3年度通学路の安全点検について(最終報告)を御説明いたします。

資料は、181ページから193ページにかけてお伝えしてございます。まず、こちらにつきましては、令和3年第11回定例会で中間報告を行いました。こちらが最終報告となります。

資料181ページを御覧ください。項番1から項番3までは中間報告のときと変更はございません。項番4の点検結果、こちらにつきましては、学校から報告がございました危険箇所43カ所について合同点検実施後の対応等につきまして183ページから193ページにかけてまとめてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

182ページをお願いいたします。項番5、周知についてでございますが、点検箇所の対応につきまして、学校PTAに対し送付を行っております。学校からは保護者に対し周知を行うよう依頼を行っております。

また、本件の概要につきましては、市のホームページにも後日掲載する予定でございます。本件につきましては、東京都の担当部署に報告済みでございます。

以上で、令和3年度通学路の安全点検について最終報告の説明とさせていただきます。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

令和3年度、大きな交通事故が他県にあったということもあって、教育総務課のほうでは随分とリニューアルしたやり方で点検したわけですがけれども、これに基づいて、また来年度、令和4年度も交通安全対策、通学路の交通安全についてしっかりと推進していきたいというように思っております。他にございませんでしょうか。

【坂本委員】 これはそれぞれこの通学路については、安全対策を具体的に見ていただいて進めていただければと思います。

これとは別なんですけれども、以前、ブロック塀が倒れたということによる緊急点検をして対応されたと思うんですけれども、それについて今はどうなっているのか、分かったら教えてください。

【教育総務課長】 大阪の地震で起きた事象につきましては、福生市におきましては、全て危険箇所については公の部分については対応済みという形で、都のほうにも国のほうにも報告してございます。

また、教育委員の皆さまにも報告してございますが、本年度第一小学校で、民地でブロック塀が落ちている場所があって通報を受けました。こちらにつきましては、都市建設部の所管課と対応して、その民地の所有者に対して対応していただくようお願いをしております。そのように、都度、学校や保護者から連絡があった場合は民地であっても関係部署が対応して、最善の対応をするように努めております。公につきましては、全てブロック塀を撤去してネットフェンスにしたり等の対応を済ませております。

以上です。

【教育長】 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第10号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第10号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第25、報告第11号、東京都ドクターヘリの運行開始に係るランデブーポイントについてを議題といたします。

矢ヶ崎スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

【スポーツ推進課長】 日程第25、報告第11号、東京都ドクターヘリの運行開始に係るランデブーポイントについて御説明をいたします。資料は195ページでございます。

本件は、令和4年3月4日付でメールにて委員の先生方にはお知らせいたしました案件でございます。直接には本市福祉保健部健康課の所管となりますが、市と東京都が早急に協定を締結する必要がございましたことから、大変恐縮ではございますが、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第3項、さらに第4条第1項に基づき教育長専決にて教育委員会所管施設のドクターヘリ飛行場外離着陸場、これをランデブーポイントと申しますが、こちらの使用を認めることといたしましたので、同規則第4条第2項に基づき御報告し、承認をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、資料197ページをお願いいたします。

事業概要につきましては、お送りした資料、また、本日お配りした資料のとおりとなりますので割愛させていただきますが、教育委員会が所管いたします屋外体育施設でございます福生市加美平野球場、福生市営競技場、福生市営福生野球場の3カ所が飛行場外離着陸用ランデブーポイントとなります。

運行につきましては、令和4年3月31日開始を予定しているとのことでございます。

なお、本案件につきましては、市広報やホームページで周知するほか、私どもといたしましても、対象施設に看板等を設置し、利用者や近隣の住民の皆さまにも周知を図ってまいります。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第11号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第11号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第26、報告第12号、東京2020パラリンピック聖火リレー採火式実施記念銘板の設置についてを議題といたします。

矢ヶ崎スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

【スポーツ推進課長】 日程第26、報告第12号、資料203ページでございます東京2020パラリンピック聖火リレー採火式実施記念銘板の設置について御説明いたします。

恐れ入りますが、資料の205ページをめくっていただきたいと思っております。

令和3年8月20日、ネッツ多摩S&Dフィールドにおいて実施いたしました東京2020パラリンピック聖火リレー採火式を記念した銘板を同施設内に設置することとなりました。

本事業の主管は、当市企画財政部企画調整課でございますが、教育委員会が所管する施設内に設置することから定例会において報告申し上げるものでございます。

設置場所は資料でございますとおり、資料2ページ目でございますが、管理棟正面玄関横の植え込みの中に設置をいたします。実は、本日、工事作業をしております。

委員の皆さまにおかれましては、御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第12号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第12号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第18、報告第4号、福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則の一部改正に係る臨時代理の報告についてを議題といたします。

勝山教育部参事より内容説明をお願いいたします。

【教育部参事】 お時間を頂きまして、ありがとうございます。

日程第18、報告第4号、福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則の一部改正に係る臨時代理の報告について御報告申し上げます。

まず、資料に記載はございませんが、改正の趣旨について御説明申し上げます。

東京都が任用いたします市立学校の養護教諭に欠員等が生じた場合における会計年度任用職員の採用につきましては、各市において処理することが東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例に定められてございます。

現在、市立学校の養護教諭に欠員が生じた場合、この条例に基づいた対応ができない課題がございます。早急に対応できる体制を整えるため、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則に基づき、教育長が臨時に代理をさせていただいたところでございます。

それでは、資料86ページ、新旧対照表を御覧ください。

改正の内容でございますが、会計年度任用職員の職名、業務及び附帯要件について規定する第5条関係別表中、学校事務補助職員の次に新たに臨時養護職員の職を追加するものでございます。

最後に、施行日でございますが、公布の日から施行いたそうとするものでございます。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第4号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)。

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第4号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第29、その他報告事項について、その他報告事項1、令和4年度組織改正についてを荻島教育総務課長より説明願います。

【教育総務課長】 日程第29、その他報告事項1、令和4年度組織改正について御説明申し上げます。資料は、当日配布資料の25ページを御覧ください。

こちらにつきましては、令和3年第12回定例会におきまして、教育部長から組織定数及び重要施策要員等について御報告しているところでございますが、その後、指導主事の配置人数が1名増員されることが決まりましたため、令和4年度における教育委員会事務局の体制について、組織の部分について再度御説明を申し上げます。

左側の組織図を御覧ください。教育指導課教育指導係の下に指導主事の配置人数を記載してございます。令和3年度は2名配置となっておりますが、令和4年度は3名の配置となっております。

右側の説明欄を御覧ください。教育指導課教育指導係への市固有指導主事を新たに配置いた

します。理由といたしましては、令和の日本型学校教育である児童・生徒の個別最適な学びと協働的な学びの実現等のため、こちらの指導主事を配置するものでございます。

なお、配置される指導主事につきましては、次回の定例会等においても御報告させていただきたいと思っております。

以上で、その他報告事項1、令和4年度組織改正についての説明とさせていただきます。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

この件は、固有の指導主事が1名増員されるということで、市では初めてのことです。

よろしゅうございませうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

次に、その他報告事項2、第21回福生市子ども議会記録集の配布について、菱山生涯学習推進課長より説明願います。菱山課長。

【生涯学習推進課長】 それでは、その他報告事項2、第21回福生市子ども議会記録集の配布についてでございます。

皆さまのお手元に黄緑色の表紙の記録集を配布させていただきました。子ども議会につきましては令和3年10月23日に開催いたしまして、小学生14名の意見と提案に対しまして事務を所管いたします部署の管理職が答弁いたしました。記録集では、子ども議員の質問に対しまして担当課長の答弁を見開きにて掲載いたしまして、見やすいように編集いたしております。後ほど御覧いただけましたら幸いです。

【教育長】 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

これは、今回、菱山課長のほうで工夫してくださって、答弁した課長等の顔写真が入っております。また、見開きで見やすくなっているなど私も思いました。

質疑はございませうでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。その他、報告事項はございませうか。

委員の皆さまから何かございませうか。

ないようですので、その他報告事項を終わります。

それでは、これから非公開の議事に入ります。暫時休憩いたします。